

2010 年度

地球温暖化対策計画書

1 指定地球温暖化対策事業者の概要

(1) 指定地球温暖化対策事業者及び特定テナント等事業者の氏名

指定地球温暖化対策事業者 又は特定テナント等事業者の別	氏名（法人にあつては名称）
指定地球温暖化対策事業者	東京都中央卸売市場築地市場
特定テナント等事業者	東京都水産物卸売業者協会
特定テナント等事業者	東京シティ青果株式会社
特定テナント等事業者	築地市場青果連合事業組合
特定テナント等事業者	財団法人 東京都中央卸売市場環境整備協会

(2) 指定地球温暖化対策事業所の概要

事業所の名称		東京都中央卸売市場 築地市場							
事業所の所在地		東京都中央区築地五丁目2番地1号							
事業の 業種	分類番号	S98	S_公務...他に分類されるものを除く		地方公務				
	産業分類名	地方公務							
業種等	事業所の種類	主たる用途	卸売市場						
		用途別内訳	建物の延べ面積 (熱供給事業所にあつては熱供給先面積)	前年度末	283,587	m ²	基準年度	283,201	m ²
			事務所	前年度末	45,886	m ²	基準年度	45,647	m ²
			情報通信	前年度末		m ²	基準年度		m ²
			放送局	前年度末		m ²	基準年度		m ²
			商業	前年度末	50,640	m ²	基準年度	50,640	m ²
			宿泊	前年度末		m ²	基準年度		m ²
			教育	前年度末		m ²	基準年度		m ²
			医療	前年度末		m ²	基準年度		m ²
			文化	前年度末		m ²	基準年度		m ²
			物流	前年度末	107,745	m ²	基準年度	88,656	m ²
			駐車場	前年度末	76,066	m ²	基準年度	95,354	m ²
工場その他上記以外	前年度末	3,250	m ²	基準年度	2,904	m ²			
事業の概要		<p>生鮮食料品（水産物・青果物）を販売するために、卸売市場法（昭和46年法律第35号）に基づき農林水産大臣の認可を受けて都が開設する市場。 一日当たりの取扱量は、水産物が2,080トン、青果物が1,180トンである。（平成19年）</p> <p>平成20年度事業概要より抜粋</p>							
敷地面積		230,836 m ²							

(3) 担当部署

計画の 担当部署	連絡先	名称	東京都中央卸売市場築地市場管理課
		電話番号	03 - 3547 - 8011
		ファクシミリ番号	03 - 3542 - 1376
		電子メールアドレス	S0000689@section.metro.tokyo.jp
公表の 担当部署	連絡先	名称	東京都中央卸売市場管理部市場政策課
		電話番号	03 - 5320 - 5743
		ファクシミリ番号	03 - 5388 - 1590
		電子メールアドレス	S0000659@section.metro.tokyo.jp

(4) 地球温暖化対策計画書の公表方法

公表方法	<input checked="" type="checkbox"/> ホームページで公表	アドレス:	http://www.shijou.metro.tokyo.jp
	<input checked="" type="checkbox"/> 窓口で閲覧	閲覧場所:	東京都中央卸売市場管理部市場政策課
		所在地:	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
		閲覧可能時間	9:00 ~ 17:00
	<input type="checkbox"/> 冊子	冊子名:	
		入手方法:	
<input type="checkbox"/> その他			

(5) 指定年度等

指定地球温暖化対策事業所	2009	年度	事業所の 使用開始年月日	<input checked="" type="radio"/> 平成18年3月31日以前			
特定地球温暖化対策事業所	2009	年度		<input type="radio"/> 平成18年4月1日 以降	年	月	日

2 地球温暖化の対策の推進に関する基本方針

- 1 最終年度における温室効果ガスの排出見込みは、基準年度比 8%以上とする。
- 2 「築地市場温暖化対策・省エネルギー等推進員会議」の定期的な開催。

3 地球温暖化の対策の推進体制

築地市場では場内の主要業界団体を中心に「築地市場地球温暖化対策・省エネルギー等推進員会」を組織し、あらゆる機会に省エネルギーに関する呼びかけを行い、温暖化対策の推進等に積極的に取り組んでいる。

また、平成21年度より、省エネアドバイザーとして外部機関と契約をし、築地市場内のエネルギー使用実態調査を行なった。今後はその調査結果をもとに、省エネ機器の導入や各エネルギーの効率的な利用方法等を提案し、当該職員を中心に場内で積極的に取り組んでいく。

特に、場内で利用されるフォークリフトやターレット等の電動化については、充電設備の拡充等のインフラ整備、補助事業の継続といったハード・ソフト両面での対策を推進していく。

当市場では「築地市場白熱灯一掃作戦」を進めており、省エネ効果が高い高効率ランプを東京都施設分だけでなく、場内業者に対して、利用を強く推奨し普及に努めている。

地球温暖化対策にかかる人材については、有資格者等にエネルギー管理員やテクニカルアドバイザーなどの資格者を増やしていく計画である。

4 温室効果ガス排出量の削減目標（自動車に係るものを除く。）

(1) 現在の削減計画期間の削減目標

計画期間	2010 年度から 2014 年度まで			
削減目標	特定温室効果ガス	最終年度における温室効果ガスの排出量は、基準年度比 8%以上とする。		
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス	節水等の呼びかけを行ない、上水の使用量削減を目指す。		
削減義務の概要	基準排出量	30,235 t(二酸化炭素換算)/年	削減義務率の区分	- 1
	排出上限量(削減義務期間合計)	139,085 t(二酸化炭素換算)	平均削減義務率	8.0%

(2) 次の削減計画期間以降の削減目標

計画期間	2015 年度から 2019 年度まで	
削減目標	特定温室効果ガス	
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス	

5 温室効果ガス排出量（自動車に係るものを除く。）

(1) 温室効果ガス排出量の推移

単位：t（二酸化炭素換算）

		2009 年度	年度	年度	年度	年度
特定温室効果ガス (エネルギー起源CO ₂)		28,010				
その他ガス	非エネルギー起源 二酸化炭素 (CO ₂)					
	メタン (CH ₄)					
	一酸化二窒素 (N ₂ O)					
	ハイドロフルオロカーボン (HFC)					
	パーフルオロカーボン (PFC)					
	六ふっ化いおう (SF ₆)					
上水・下水		160				
合計		28,170				

(2) 建物の延べ面積当たりの特定温室効果ガス年度排出量の状況

単位：kg（二酸化炭素換算）/m²・年

	2009 年度	年度	年度	年度	年度
延べ面積当たり 特定温室効果ガス 年度排出量	98.8				

6 総量削減義務に係る状況（特定地球温暖化対策事業所に該当する場合のみ記載）

(1) 基準排出量の算定方法

<input checked="" type="radio"/> 過去の実績排出量の平均値	基準年度：（ 2004・2005・2006年度 ）
<input type="radio"/> 排出標準原単位を用いる方法	
<input type="radio"/> その他	算定方法：（ ）

(2) 基準排出量の変更

変更年度	年度	変更理由	
変更年度	年度	変更理由	
変更年度	年度	変更理由	

(3) 削減義務率の区分

削減義務率の区分	- 1
----------	-----

(4) 削減義務期間

2010 年度から	2014 年度まで
-----------	-----------

(5) 優良特定地球温暖化対策事業所の認定

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
特に優れた事業所への認定					
極めて優れた事業所への認定					

(6) 年度ごとの状況

単位：t（二酸化炭素換算）

		2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	削減義務期間合計
決定及び予定の量	基準排出量 (A)	30,235	30,235	30,235	30,235	30,235	151,175
	削減義務率 (B)	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	
	排出上限量 (C = A-D)						139,085
	削減義務量 (D = (A × B))						12,090
実績	特定温室効果ガス排出量 (E)						
	排出削減量 (F = A - E)						

(7) 特定温室効果ガスの排出量の増減に影響を及ぼす要因の分析

・ 事業者の営業活動、特に取扱い数量
卸売市場の経済活動の活発さを表す端的な指標であり、取扱量の増加とエネルギー消費量などの環境負荷の増加は、基本的に比例する。ただし、開設者・業界による温暖化対策によって温室効果ガスの排出を低減させる必要がある。

・ 場内利用車の増減
場内で荷役に用いられる車両(ターレ、フォーク等)について、電動化の推進などにより温室効果ガスの排出を低減させる必要がある。

7 温室効果ガス排出量の削減等の措置の計画及び実施状況（自動車に係るものを除く。）

対策 No	対策の区分		対策の名称	実施時期	備考
	区分 番号	区分名称			
1	150100	15_受変電設備の管理	受電用特高変圧器の切替運転	期間内	
2	150200	15_照明設備の運用管理	高効率ランプへの更新	期間内	
3	150100	15_受変電設備の管理	トッテナ変圧器の導入	期間内	
4	150200	15_照明設備の運用管理	屋外照明の高効率化	期間内	
5	150200	15_照明設備の運用管理	インバ-タ照明器具の設置	期間内	
6	130300	13_換気設備の運転管理	省エネファンベルトへの更新	期間内	
7	130100	13_空気調和の管理	温湿度の適正管理	期間内	
8	130200	13_空気調和設備の効率管理	駐車場CO2等濃度制御システムの導入	期間内	
9	340500	34_熱の動力等への変換の合理化に関する措置	ターレット式構内運搬自動車の電動化	期間内	
10	340500	34_熱の動力等への変換の合理化に関する措置	フォークリフトの電動化	期間内	
11					
12					
13					
14					
15					

8 事業者として実施した対策の内容及び対策実施状況に関する自己評価（自動車に係るものを除く。）

以下、項目7で記載した対策について述べる。
各対策の詳細については別紙1を参照のこと。

対策1「受電用特高変圧器の切替運転」

当市場内にある特別高圧電気用の変圧器について、従来は2台並列運転としていたものを、1台単独運転に変更することにより、変圧器内での損失を半減させたものである。旧制度中に実施し、特に問題もなかったため、今後も継続することとした。

対策2「高効率ランプへの更新」

当市場では、主に屋内で生鮮食料品を取引することから、水産物仲卸業者を中心に白熱球が使用されてきたが、省エネ的な観点から「電球型蛍光灯」への交換を場内業者にお願いしている。旧制度中に実施し、一定の成果をあげることができたので、今後も継続することにした。

対策3「トップランナー変圧器の導入」

当市場がもつ160台の変圧器について、順次トップランナー基準のものに更新を行なっていくことで、無負荷損の低減をはかる。旧制度中に実施し、一定の成果をあげることができたので、今後も継続することにした。

対策4「屋外照明の高効率化」

当市場がもつ787灯の高圧水銀ランプをメタルハライドランプに順次更新していくことで、必要な電力を削減する。旧制度中に実施し、一定の成果をあげることができたので、今後も継続することにした。

対策5「インバーター照明器具の設置」

場内の通路照明を中心に、蛍光灯（40W型）を（Hf32型に）更新することで、必要な電力を削減する。旧制度中に実施し、一定の成果をあげることができたので、今後も継続することにした。

対策6「省エネファンベルトへの更新」

場内換気設備等に使用されているファンベルトを省エネ型に順次更新することで、必要な電力量を削減する。旧制度中に実施し、一定の成果をあげることができたので、今後も継続することにした。

対策7「温湿度の適正管理」

東京都の事務室において、室内温度を夏季28度、冬季20度に設定することで、必要なエネルギー量の低減をはかる。旧制度中に実施し、一定の成果をあげることができたので、今後も継続することにした。

対策8「駐車場CO₂濃度システムの導入」

勝どき門立体駐車場の地下において、換気設備はタイマー制御運転とされていたが、CO₂濃度制御を導入し、換気風量、運転時間等を必要最低限とする。旧制度中に実施し、一定の成果をあげることができたので、今後も継続することにした。

対策9「ターレット式構内運搬自動車の電動化」

当市場内で荷役に利用されるターレット式構内運搬自動車について、使用燃料としてガソリンが使用されている。これを電動車への更新することで、必要なエネルギー量の低減をはかる。旧制度中に実施し、一定の成果をあげることができたので、今後も継続することにした。

対策9「フォークリフトの電動化」

当市場内で荷役に利用されるフォークリフトについて、使用燃料としてLPGガスとガソリンが使用されている。これを電動車への更新することで、必要なエネルギー量の低減をはかる。旧制度中に実施し、一定の成果をあげることができたので、今後も継続することにした。

9 自動車に係る地球温暖化の対策

(1) 自動車を自ら使用する場合の地球温暖化の対策

対策内容	なし（自ら使用しない）
------	-------------

(2) 他者の自動車を利用する場合の地球温暖化の対策

ア 基本方針

基本方針	場内利用車のアイドリングストップ
------	------------------

イ 他者の自動車を利用する場合の地球温暖化の対策

		取組状況				
		実施中	今後実施	検討中	実施しない	該当しない
<input type="checkbox"/> 自らの貨物等の搬入のため他者の自動車を利用しているとき。 <input checked="" type="checkbox"/> 施設利用者等の貨物等の搬入等のため指定地球温暖化対策事業者以外の者の自動車を利用しているとき。						
低公害・低燃費車等の利用割合の向上	低公害・低燃費車の利用割合の向上					
	利用者への呼びかけ。					
低公害・低燃費車等の利用割合の向上	環境負荷の大きな自動車の利用抑制					
	都環境局、主税局等の燃料、排気ガス等各種調査への協力と共同実施。ディーゼル車規制等のチラシ配布。					
物流効率化の推進による交通量の抑制	現在、実施していない。 (調査、実施に必要な人員・費用の目処がたたないため。)					
エコドライブの推進	アイドリングストップの呼びかけ					
体制の整備	築地市場地球温暖化対策・省エネルギー等推進委員会に参加。 (自動車部門としての特別な体制はない。)					
貨物輸送以外の自動車交通量対策	時間別の入場制限を行なっている。					
事業所に搬入される貨物等1トンキロ当たりの二酸化炭素(CO ₂)排出量						
		kg / t・km				